

お知らせ

緊急臨時的医師派遣事業「協力医療機関認定制度」について

平成26年 9月
北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課

本事業は、北海道医師会および北海道病院協会のご協力のもと、医師不足が深刻な地域の医療を確保することを目的として、都市部の医療機関から医師の確保が困難な地域の医療機関に対し緊急臨時的に医師を派遣するものであり、医師確保の政策的誘導策として平成20年度に開始いたしました。

事業開始後、派遣件数は毎年増加し、即効性のある医師不足対策として地域医療の確保に大きな役割を果たして来ましたが、一方、派遣期間の延長などによる派遣先医療機関の固定化や派遣元医療機関が限られていることなどから、新たな派遣申請への対応が困難となる状況も生じてきております。

このような状況を踏まえ、派遣元医療機関としての登録を促進し、本事業のより安定的・効果的な推進を図るため、次のとおり一定の基準を満たす派遣元医療機関に対する道の認定制度を創設することといたしました。

地域における医師の不足や偏在が依然として厳しい中、関係医療機関におかれましては、引き続き本事業へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

認定制度の概要等

1 認定基準

次のいずれにも該当する派遣元医療機関を「協力医療機関」として認定する。

- ・ 認定前の2ヵ年度において各年度6ヵ月以上の医師派遣実績を有するもの
- ・ 認定前の2ヵ年度における平均医師派遣日数が50日以上であるもの
- ・ 認定を行う年度においても、引き続き医師を派遣することが見込まれるもの

2 認定証の交付及び認定の有効期間等

- 認定した協力医療機関に認定証を交付するとともに、道のホームページにおいて公表する。
- 認定は2年ごとに実施し、認定の有効期間は2年度間（認定年度+翌年度）とする。
- 認定された協力医療機関は、認定を受けた旨の表示を任意に利用できることとする。

3 平成26年度認定医療機関一覧（平成26年7月16日付けで認定）

区 分	所在地	医 療 機 関 名
渡島管内（1医療機関）	函館市	函館市医師会病院
石狩管内（8医療機関）	札幌市	手稲溪仁会病院、羊ヶ丘病院、JCHO北海道病院、中村記念病院、耳鼻咽喉科麻生病院、札幌月寒病院、北海道泌尿器科記念病院
	江別市	江別市立病院
後志管内（1医療機関）	小樽市	石橋病院
空知管内（1医療機関）	滝川市	滝川市立病院
胆振管内（1医療機関）	伊達市	聖ヶ丘病院
上川管内（2医療機関）	旭川市	増田クリニック、旭川圭泉会病院
十勝管内（3医療機関）	帯広市	北斗病院、開西病院、帯広第一病院
釧路管内（1医療機関）	釧路市	釧路赤十字病院

（参考）

平成22年度から、2年以上の派遣実績があり、かつ、通算500日以上医師派遣実績を有する派遣元医療機関に対しては、知事感謝状を贈呈している。

平成22年度：手稲溪仁会病院、中村記念病院

平成23年度：羊ヶ丘病院、北海道社会保険病院（現：JCHO北海道病院）

平成26年度：北斗病院、石橋病院